

【平成31年3月29日樹立】

いの町森林整備計画

計画期間 自 平成31年 4月 1日
至 平成41年 3月31日

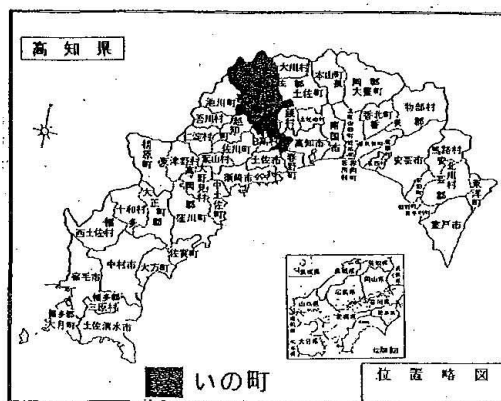
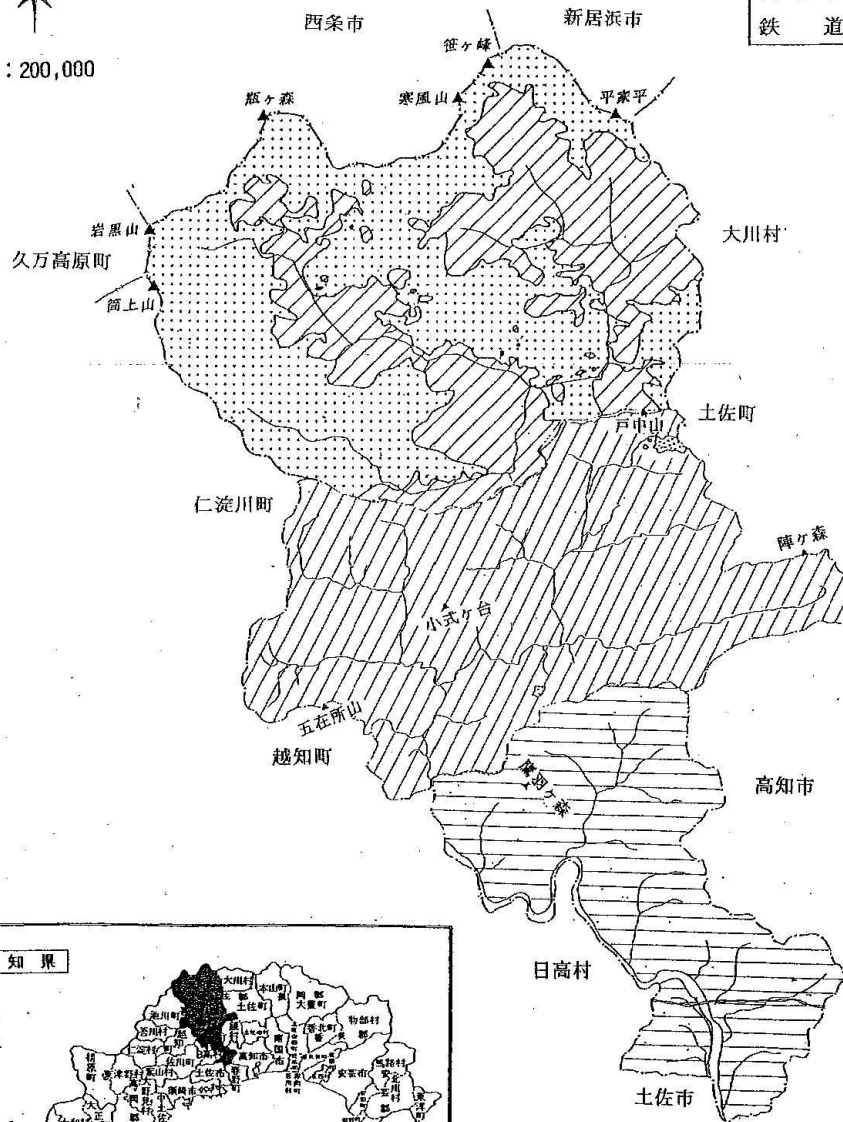
高 知 県

い の 町

市町村位置図

1 : 200,000

凡 例	
山 岳	
河 川	
都道府県界	
市町村界	
民 有 林	
国 有 林	
鉄 道	



目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の 基準	10
5 その他必要な事項	10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	12

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における施業の方法	15
3 その他必要な事項	19

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5 その他必要な事項	20

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4 その他必要な事項	21

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	2 1
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	2 2
3 作業路網の整備に関する事項	2 2
4 その他必要な事項	2 8

第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	2 9
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 9
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 9

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	3 0
2 その他の事項	3 1

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	3 2
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	3 2
3 林野火災の予防の方法	3 2
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	3 2
5 その他必要な事項	3 2

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域	3 3
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	3 3
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	3 3
4 その他必要な事項	3 3

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	3 4
2 生活環境の整備に関する事項	3 4
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	3 4
4 森林の総合利用の推進に関する事項	3 5
5 住民参加による森林の整備に関する事項	3 6
6 経営管理制度に基づく事業に関する事項	3 7
7 その他必要な事項	3 8

○公益的機能別施業森林

別表1

別表2

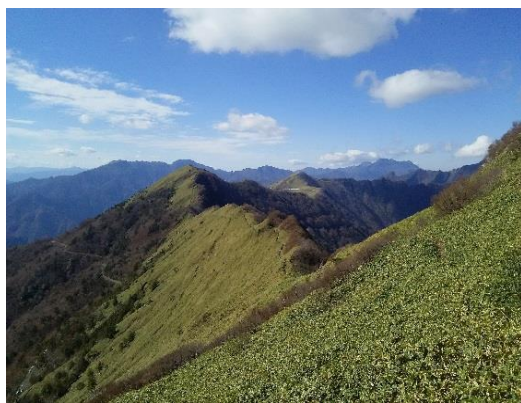
○参考資料

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、嶺北仁淀森林計画区に属し、高知県のほぼ中央部に位置している。本町は、平成 16 年 10 月に伊野町、吾北村及び本川村が合併し誕生した。その結果、南は土佐市・高知市と、北は愛媛県にそれぞれ接しており、南北に長い形状を有するとともに、その区域面積は 47,097ha と高知県内の 34 市町村中 4 番目、また、嶺北仁淀森林計画区に属している 10 市町村中最大の面積を有している。区域面積のうち森林面積は、民有林面積が 30,440ha、国有林面積が 11,894ha、合計 42,334ha を占め、森林率は 90%となっている。なお、嶺北仁淀森林計画区における森林面積の 26% を占めている。森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の発揮を通じ、地域住民の生活に様々な恩恵をもたらしている。急峻な地形から低地までを有する本町においては、古くから山地災害や水害に見舞われてきたことから、1,800m を超える高標高地から平野部の里山地域まで分布している多様な森林について、適切な森林整備により森林の有する多面的機能を高度に発揮させることは町民生活の安全・安心に資するものである。

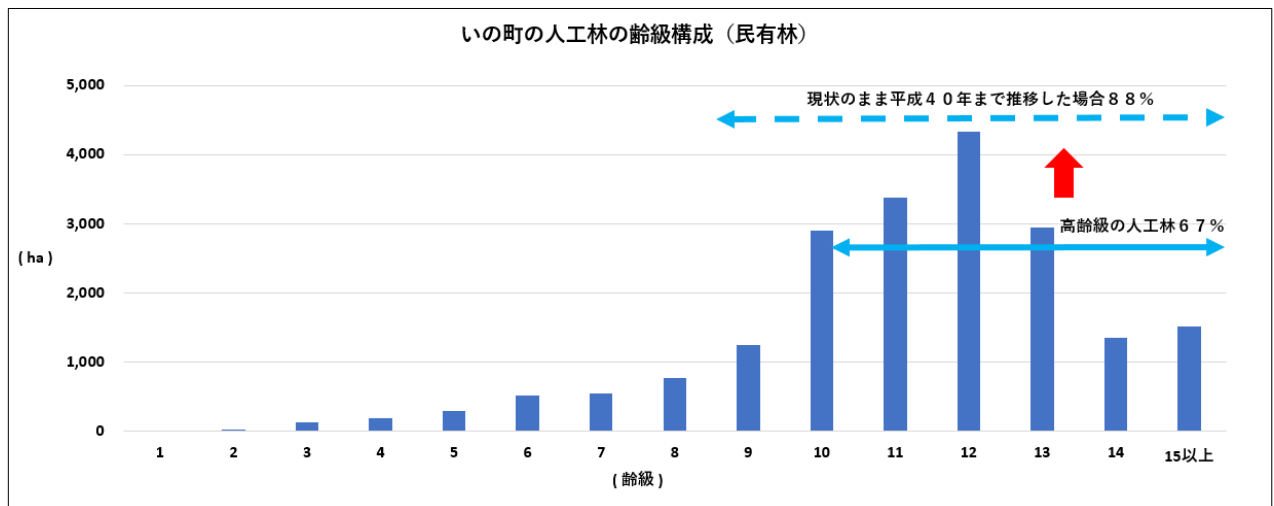
本町では、戦後営々と続けられてきた造林の推進により、民有林の人工林面積は 20,109ha（人工林率 66%）、蓄積は 11,807 千 m³ と量的には充実している。このうち 51 年生以上の人工林は人工林面積の 67%を占め、10 年後には 51 年生以上の人工林が 88%にまで増加すると見込まれている。これらの人工林については、引き続き間伐、保育等の森林整備の推進とともに、主伐、植林のサイクルによって均衡のとれた齢級構成に誘導することが必要である。そのため、地域住民の要請等を踏まえた地域に適した多様な施業の実施を担保しつつ、施業の集約化による効率化を図るためのツールである森林経営計画の作成を推進する等により、林業生産活動の活性化を図らなければならない。また、平成 31 年度から森林経営管理法が施行されることになるが、本町では地籍調査未了地区の存在や町行政における林務を担う人材不足が新たな森林経営管理制度を機能させていく上でのボトルネックとなるものである。しかしながら、一つ一つ課題をクリアしつつ出来る範囲で対応しながら本町の林業振興に繋げて行かなければならない。さらに同年度から森林環境譲与税（仮称）が譲与される予定であり、森林の土地の境界確認や森林所有者への意向調査をはじめとし、放置竹林対策を柱とした里山整備、林業担い手の確保と育成に向けた支援、森林環境教育の充実等に活用していくこととしている。一方これらの新たな取組に加え、将来の本町における林業振興に向けたシードとなる産学官連携のさらなる深化、町有林等を活用した「森林環境教育」の積極的な実施等といった既存の取組についても充実を図りながら林業事業体及びやる気のある自伐林家への支援を継続して実施していく。



本川地区の山岳地帯



伊野地区の里山地域



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能及びその機能を発揮するうえから望ましい森林資源の姿を以下のとおり定める。

ア 水源涵養機能層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための基本的な考え方及び森林施業の推進方策を以下のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い地域を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合や林業事業体等、施業の集約化に取り組む者に対し長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言等を行い森林経営の委託の促進等を進めるものとする。また、長伐期化に対応した間伐、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業等を実施するとともに、高性能林業機械を導入した作業システムの構築を図り地域の森林資源の効率的な利用に資するため、林業関係者等が一体となった取組の推進に努めるものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

森林の持つ公益的機能、生産性及び自然的条件、森林の構成を勘案し、標準伐期齢を次のとおり設定することとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

樹 種	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
標準伐期齢	35年	45年	35年	40年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮することとする。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行うこととする。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等により適確な更新に配慮することとする。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、おおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とすることとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種として下表の樹種を選定して造林を行うこととする。なお、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場と連携しつつ、成長等の優れた品種等の普及に努めることとする。

また、下表に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町森林政策課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クスギ、マツ類等



初期成長の早いスギ精英樹試験地

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下表のとおり標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、複層林における下層木については、下表の「疎仕立て」の植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合、町森林政策課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数	備 考
スギ・ヒノキ	疎 仕 立 て	1,500～2,500本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500本/ha	
	密 仕 立 て	3,500～4,500本/ha	
広葉樹	疎 仕 立 て	1,500～2,500本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500本/ha	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して下表のとおりとする。

また、苗木の選定に当たっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長に係る特性の特に優れた特定母樹から採取し生産された苗木等の採用に努めるものとする。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとする。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準とするが、風衝地又は乾燥地にあつては、造林木の成長に支障にならない程度に広葉樹等を伐り残すこととする。また、雨量が多く急峻な地形を有する区域等にあつては、尾根筋及び谷筋に植生を残し保護樹帯とするなど林地の保全に配慮することとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧に行うこととする。
植栽の時期	乾燥を避け、2月中旬から4月末までに行うことを標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件から、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、県の定める天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して下表のとおり定めるものとする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を下表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を更新すべきものとする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等	6,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、天然更新補助作業である地表処理、刈出し、植込み、芽かきの標準的な方法を下表のとおりとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	下層植生の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚樹の生育が下層植生によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲を刈り払い、成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して、植込みを行うものとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて優良芽を一株当たり2～3本残すものとし、それ以外のものは掻き取るものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の状況確認は、標準地を設け本数調査等により行うものとする。また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

天然更新が期待できない森林については下表のとおりとし、主伐後の人工造林により適確に更新するものとする。

なお、下表の区域の内、Ⅳの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	



再造林地

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)のアで定める天然更新の対象樹種の期待成立本数と同じ本数とする。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について下表のとおりとする。なお、標準的な間伐の間隔は、スギ、ヒノキとも標準伐期齢に満たない林分は10年間、標準伐期齢以上の林分は20年間とする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業 体系	植栽 本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備 考
			初回	2回	3回	4回		
ス ギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐時期の決定は、原則、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用することとする。選木に当たっては、標準地調査により1ha当たりの現存本数及び上層木平均樹高をそれぞれ求め、上層木の平均	間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の
	中径材	3,000	15	20	30	—		
	大径材	3,000	15	20	30	50		

ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	樹高及び林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安とすることとする。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とすることとする。なお、上層木とは完全に被圧された樹木以外のものをいう。	林齢で示したものである。
	中径材	3,000	20	30	40	—		
	大径材	3,000	20	30	40	60		
マツ	一般材	3,000	20	25	35	—		



列状間伐後の林分

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、時期、回数、作業方法その他必要な事項について下表のとおりとする。

保育の作業種別の標準的な方法

保育 の 種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1 年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
下刈	ス ギ	1 回	1	1	1	1	1	1					植栽した苗木の成長の 阻害となる雑草の刈り払 いを行う。なお、実施時 期は、6月頃から9月頃 を目安とする。	
	ヒノキ	1 回	1	1	1	1	1	1						
つる切り	ス ギ									1 回			下刈り終了後、2～3 年経過したときに、フジ・ クス・センノクス・ル・マタビ等の つる類の繁殖が著しい箇 所において、つる類を除 去する。その後は、除伐 時に造林木に絡まってい るつる類を除去する。な お、実施時期は7月頃か ら12月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1 回				
除伐	ス ギ											1 回	造林木の林冠が閉鎖し 、林木相互間に競争が生 じた時期に実施する。被 圧木、病中木、曲木等樹 幹の形質や樹勢に欠点の ある林木を中心として本 数率で10%前後の除伐を 行う。なお、実施時期は 8～10月頃を目安とする 。	
	ヒノキ											1 回		

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差違等により、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、森林総合研究所等からの知見等を参考に当該差異等に応じた間伐又は保育を行うこととする。

なお、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等については、付属資料のとおりである。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林の施業の方法は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。その森林の区域については、別表2により定めるものとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとする。この場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進するものとする。

それぞれの森林の区域については別表2により定めるものとする。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、その区域については別表1のとおり定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

【別表1】

伊野地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	7,514
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	4,714
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	136
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,446

吾北地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,466
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,385
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	96
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,159

本川地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	6,249
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	1,614
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	8,052

【別表 2】

伊野地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~110-1	7,514
長伐期施業を推進すべき森林		1-1~4-1、4-3、5-1、5-2、6-3~7-1、 8-1~9-2、9-4、10-1、12-1、13-2、13-3、 13-5、14-3、17-1、17-2、18-1~19-2、 19-4~21-7、22-1~28-4、29-2~30-4、 31-2~32-3、33-2~35-3、35-5~36-3、 37-6~38-4、39-2~40-2、42-2、42-7、 43-2~43-4、43-6、44-2、44-4~46-1、 47-1、48-1~48-3、50-1、51-1~51-5、 52-1~53-3、55-3、56-1、57-6~57-9、 60-3~61-1、61-3、61-5、63-4、65-2、 65-4、65-5、66-2、66-3、67-2~67-5、 68-4、68-5、68-7~68-10、69-8、69-9、 71-1、71-2、71-5、72-2、72-3、73-4、 73-6、73-9、73-10、73-13、74-2、74-5、 74-7、74-10、75-1、75-3~75-5、76-4、 77-2、77-3、78-2、78-3、78-5、78-6、 78-8、80-6、80-9、81-1、81-4、81-5、 81-7、82-1、82-2、82-4~82-7、82-9、 82-10、82-12~83-2、83-4~83-7、83-9、 83-11、83-12、84-3~84-6、87-1、87-2、 88-3、89-1、89-3、90-1、91-1~110-1	4,714
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

吾北地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~34-6、34- <u>7</u> 、34-9、35-1、 36-5~124-2、124-4~203-3	14,466
長伐期施業を推進すべき森林		1-3、1-5、8-3、11-4、11-5、12-1、 15-4、15-6、16-4、19-2、20-2、21-1、 21-2、22-3、23-3、24-5、28-1、28-2、 28-4、30-4、30-5、32-1、34-3、34-6、 34-7、34-9、38-5~39-6、41-1、42-2、 43-3、44-5、45-1、45-3、46-2、49-4、 50-5、52-5、52-7、53-5、53-6、55-3、 58-2、58-3、59-4、64-3、68-1、68-3、 69-1、70-2、71-2、71-3、72-4、73-1、 74-2、78-1、78-3、79-2、79-3、80-1、 81-1、81-4、82-1、89-1、89-2、89-4、 90-1、91-3、93-2、95-1、95-2、95-4、 97-4~98-2、99-1~101-2、 102-2~106-1、108-1、109-2、109-3、 110-2、110-3、111-2~112-1、113-1、 117-1、118-3、119-2、121-4、124-2、 125-3、134-6、136-2、136-3、137-2、 137-4、139-3、141-3、141-5、142-1、 143-2~144-1、145-3、145-5、146-1、 147-2、148-3、154-2、156-3、157-3、 160-2、161-1、167-5、168-1、 169-2~170-1、172-4~173-3、174-4、 176-3、177-3、181-3、184- <u>1</u> 、 187-2~188-1、190-3、191-2、194-5、 195-2、196-4、197-2、197-3、198-1、 198-3~198-6、199-3、200-2、200-3、 201-2~201-5、202-1~202-4	3,385
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

本川地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~13-3、13- <u>4</u> 、13- <u>5</u> 、14-1~73-4、 84-1、84- <u>2</u> 、86- <u>1</u> 、88- <u>3</u> 、89- <u>1</u> 、 90- <u>1</u> 、92- <u>1</u> 、93- <u>2</u> 、94- <u>1</u> 、94- <u>2</u> 、97- 1~111-2、112-2~114-5	6,249
長伐期施業を推進すべき森林		7-2、7-3、11-1、11-5、12-4、15-1、 16-1、21-1、24-1、25- <u>1</u> 、26- <u>1</u> 、27-1、 36-1、37-1~42-1、43-3、46-3、47-3、 48-2、49- <u>3</u> 、50-1、50-2、51-2、52-2、 56-2、58-1、59-1、59-2、60-4~62-1、 64-1、66-4、67-3、67-4、84- <u>2</u> 、88- <u>3</u> 、 89- <u>1</u> 、90- <u>1</u> 、94- <u>2</u> 、110-1、110-2、 112-4、114- <u>1</u> 、114-3	1,614
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

注) 数値は、小班区域の一部を意味する。

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者における後継者及び不在村の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大に向けた取組を促進することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成の促進を図ることとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体が受託をする際、森林所有者の特定や境界の明確化、森林現況に関する詳細な情報の収集等を行うこととする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税（仮称）を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定の参加を働きかけるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進に当たっては森林組合と連携することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意することとする。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (3) 共同施業実施者の一が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、下表のとおりとする。なお、路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

また、効率的な作業システムの考え方については、嶺北仁淀地域森林計画の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」に基づくものとする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域（計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域）については下表のとおりとする。

路網整備等 推進区域	面 積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備 考
吾北地区	9,259	土居柳野線外	30,950	①	11～37, 61～84, 108～157, 165～193林班
本川地区	6,103	越裏門大森線外	57,200	②	11～47, 68～115林班

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）に基づき県が作成する指針を基本とすることとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体とした森林施業の加速化等といった森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の整備計画については、下表のとおりとする。

基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用 区域 面積 (ha)	前半5 ヶ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道		下八川 大野内	土居柳野	6,000	1,429	○	①	吾北 地区
開設	自動車道		清水上分 ナロ	鈴山	240	82	○	②	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	350	115	○	③	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	590	62	○	④	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 フヂガノ	長山	350	55	○	⑤	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 ハネ	小申田程野	280	85	○	⑥	吾北 地区

開設	自動車道	林業専用道	小川東津賀才宮野瀬	約束田	4,000	214	○	⑦	吾北地区
開設	自動車道		上八川上分イノサコ	内野	300	63	○	⑧	吾北地区
開設	自動車道		小川東津賀才横荒	岩川花ノ木	1,000	263	○	⑨	吾北地区
開設	自動車道		上八川上分橋ノ本	上八川南第1	140	350	—	⑩	吾北地区
開設	自動車道		上八川上分カゲ野	カゲ野	600	206	○	⑪	吾北地区
開設	自動車道		小川東津賀才休場	穴瀬	1,100	144	○	⑫	吾北地区
開設	自動車道		上八川下分山口	山口	1,500	163	○	⑬	吾北地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山丸石	柳野高樽	500	254	○	⑭	吾北地区
開設	自動車道		下八川東屋敷	横野	500	105	○	⑮	吾北地区
開設	自動車道		上八川上分和十市	川窪島ヶ峰	500	155	○	⑯	吾北地区
開設	自動車道		小川新別東野獄	松ノ木仲井谷	500	122	○	⑰	吾北地区
開設	自動車道		小川新別小倉川向	新別丸大野	1,500	109	○	⑱	吾北地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山山尾	大野高樽	2,000	1,897	○	⑲	吾北地区
開設	自動車道	林業専用道	小川東津賀才東谷	南越須別当	4,000	200	○	⑳	吾北地区
開設	自動車道	林業専用道	上八川下分葛川	枝川島ヶ峰	5,000	250	○	㉑	吾北地区
開設	自動車道		越裏門イル谷	越裏門大森	39,000	1,159	○	㉒	本川地区
開設	自動車道	林業専用道	戸中土居屋敷	戸中程野	3,200	115	○	㉓	本川地区
開設	自動車道		大森東ノ薮	大森藤木谷	1,000	57	—	㉔	本川地区
開設	自動車道	林業専用道	葛原葛原山	葛原山	3,000	104	○	㉕	本川地区
開設	自動車道		大森東ノ薮	大森戸中	7,000	296	○	㉖	本川地区
開設	自動車道		中野川キリノサコ	キリノサコ	4,000	254	—	㉗	本川地区
開設 計					27 路線 88,150 m				

拡張	自動車道		中追 平川	中追西	1 箇所 1,500	85	○	㊸	伊野 地区
	(舗装)								
拡張	自動車道		中追 スケガサコ	北谷支	1 箇所 550	90	—	㊹	伊野 地区
	(舗装)								
拡張	自動車道		小川縦ノ木山 堂ノ向	東谷大森	1 箇所 2,200	592	○	㊺	吾北 地区
	(舗装)				2 箇所				
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		上八川上分 奥瀬戸	川窪芥川	1 箇所	334	—	㊻	吾北 地区
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		小川縦ノ木山 妙見	谷屋敷	8 箇所	262	○	㊼	吾北 地区
	(法面保全)								
拡張	自動車道		上八川下分 石船	大久保	2 箇所	162	○	㊽	吾北 地区
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		清水上分 岸ノ下	程野支	1 箇所 1,300	254	—	㊾	吾北 地区
	(舗装)				4 箇所				
	(法面保全)				1 箇所				
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		小川新別 小倉	新別仲井谷	1 箇所	100	—	㊿	吾北 地区
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		小川縦ノ木山 大本	中峰	1 箇所 1,100	74	—	㊽	吾北 地区
	(舗装)				7 箇所				
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		上八川上分 南川	南川	1 箇所 300	83	—	㊿	吾北 地区
	(舗装)				1 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	1 箇所 2,064	115	○	㊽	吾北 地区
	(舗装)								
拡張	自動車道		小川東津賀才 宮野瀬	約束田	1 箇所 2,000	337	○	㊿	吾北 地区
	(舗装)				1 箇所				
	(法面保全)				1 箇所				
	(橋梁)								

拡張	自動車道		清水上分 ナロ	鈴山	1 箇所	82	—	④⑩	吾北 地区
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		上八川下分 須別当	須別当	1 箇所	160	○	④⑪	吾北 地区
	(舗装)				220				
拡張	自動車道		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	1 箇所	155	○	④⑫	吾北 地区
	(舗装)				1,900				
拡張	自動車道		小川柳野 イデノオク	柳野カゲ	1 箇所	50	○	④⑬	吾北 地区
	(舗装)				1,494				
	(橋梁)				1 箇所				
拡張	自動車道		小川縦ノ木山 境谷	境谷	1 箇所	61	—	④⑭	吾北 地区
	(法面保全)								
拡張	自動車道		小川縦ノ木山 堂ノ向	堂ヶ内	1 箇所	158	—	④⑮	吾北 地区
	(舗装)				3,600				
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)				1 箇所				
拡張	自動車道		清水下分 フジノトウゲ	松ノ木川窪	1 箇所	40	○	④⑯	吾北 地区
	(舗装)				1,418				
拡張	自動車道		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	1 箇所	62	○	④⑰	吾北 地区
	(舗装)				1,214				
拡張	自動車道		下八川 大野内	土居柳野	1 箇所	1,429	○	④⑱	吾北 地区
	(舗装)				3,000				
拡張	自動車道		上八川上分 カゲ野	カゲ野	1 箇所	206	○	④⑲	吾北 地区
	(舗装)				1,700				
	(法面保全)				2 箇所				
拡張	自動車道		小川東津賀才 休場	穴瀬	1 箇所	36	○	⑤⑩	吾北 地区
	(舗装)				1,782				
	(法面保全)				5 箇所				
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)				1 箇所				
拡張	自動車道		小川東津賀才 上石ガミ	成川北	1 箇所	162	—	⑤⑪	吾北 地区
	(舗装)				3,000				
拡張	自動車道		清水上分 上トンボ	程野黒丸	1 箇所	1,272	○	⑤⑫	吾北 地区
	(法面保全)				1 箇所				
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)				4 箇所				

拡張	自動車道		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	1 箇所 2,000	1,897	○	㊦	吾北 地区
	(舗装)				3 箇所				
	(局部改良)				1 箇所				
	(幅員改良)								
拡張	自動車道		上八川上分 川井	木折山	2 箇所	195	○	㊧	吾北 地区
	(橋梁)								
拡張	自動車道		清水下分 ホコ石	馬路	1 箇所	136	○	㊨	吾北 地区
	(橋梁)								
拡張	自動車道		清水上分 カショウ	程野 1 号	1 箇所 2,000	81	—	㊩	吾北 地区
	(舗装)				1 箇所				
	(法面保全)				1 箇所				
	(局部改良)				1 箇所				
	(橋梁)				1 箇所				
拡張	自動車道		上八川下分 本荒	成川	1 箇所	712	—	㊪	吾北 地区
	(法面保全)				1 箇所				
	(局部改良)				3 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		寺川 秋切	寺川秋切	1 箇所 2,400	377	—	㊫	吾北 地区
	(舗装)				1 箇所				
	(法面保全)				1 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		足谷 中川	足谷	1 箇所 2,100	283	○	㊬	本川 地区
	(舗装)				2 箇所				
	(法面保全)				2 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		越裏門 イル谷	越裏門大森	3 箇所	1,159	○	㊭	本川 地区
	(法面保全)								
拡張	自動車道		中野川 エトコ	中野川長又	1 箇所 340	288	○	㊮	本川 地区
	(舗装)				1 箇所				
	(法面保全)								
拡張	自動車道		桑瀬 長又	寒風大座礼西	1 箇所 4,500	1,829	○	㊯	本川 地区
	(舗装)				5 箇所				
	(法面保全)				4 箇所				
	(橋梁)								
拡張	自動車道		寺川 土居	寺川	1 箇所 1,683	592	—	㊰	本川 地区
	(舗装)								
拡張	自動車道		中野川 大畝	中野川	1 箇所 703	75	—	㊱	本川 地区
	(舗装)								

拡張	自動車道		高薮 土居	高薮	1 箇所 946	60	—	㊦	本川 地区	
	(舗装)									
	(法面保全)									1 箇所
拡張	自動車道		戸中 黒竜	長沢川口	3	1, 816	○	㊦	本川 地区	
	(法面保全)									10 箇所
	(橋梁)									
拡張	自動車道		越裏門 宮ノ内	越裏門白猪谷	1 箇所	32	—	㊦	本川 地区	
	(橋梁)									
拡張	自動車道		足谷 土居	足谷土居	1 箇所 1, 592	64	—	㊦	本川 地区	
	(舗装)									
拡張	自動車道		戸中 ナラノキ畝	戸中	1 箇所	3	—	㊦	本川 地区	
	(局部改良)									
拡張	自動車道		大森 大西	大森	1 箇所	54	—	㊦	本川 地区	
	(法面保全)									
拡張	自動車道		高薮 土居	笠成	1 箇所	67	—	㊦	本川 地区	
	(法面保全)									
拡張	自動車道		葛原 本モ家	郷じ藪	1 箇所	61	—	㊦	本川 地区	
	(法面保全)									
拡張	自動車道		長沢 立橋	長沢立橋	1 箇所	102	—	㊦	本川 地区	
	(法面保全)									
拡張	自動車道		脇の山 根藤	一の谷脇の山	1 箇所	355	○	㊦	本川 地区	
	(法面保全)									1 箇所
	(橋梁)									3 箇所
	(トンネル)									
拡張 計					47 路線					
				舗装	28 箇所 48, 606 m					
				局部改良	24 箇所					
				橋梁	42 箇所					
				法面保全	45 箇所					
				幅員改良	1 箇所					
				トンネル	3 箇所					

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。



林道約束田線

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、高知県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 11 日付け高知県林業改革課）に則り開設することとする。

イ 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、高知県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 11 日付け高知県林業改革課）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設など、森林の整備のために必要な施設の整備は下表のとおりとする。

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合等林業事業体における、労働安全の確保、雇用の通年化、勤務体系・給与体系の改善を促すこととし、労働力の軽減のため林内路網の整備を図ることとする。

さらに、森林組合等林業事業体が実施するOJTや労働災害防止に向けた取組への支援とともに、各種研修会、講習会等への参加を促し林業全般にわたる知識と技術の向上に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化及び施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入については、下表のとおりとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐倒 造材	町内一円	チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

現在、伐出される素材の大半は、原木のまま市場等に出荷されている。そして本町の森林・林業振興策の立ち位置及び目標は原木供給基地としての確立であることから、今後とも、林内路網整備に対しての支援を重点的に実施する必要がある。一方で、本町においては森林組合等林業事業体と町行政が協議する場として、定期的に「いの町林政連絡調整円卓会議」を開催しているところであり、協議の中で施設整備の必要性の高まりが見受けられれば整備に向けた検討を行うこととする。また、既存の施設整備から整備に関する要望等についても適切に対応していくこととする。

特用林産物に関しては、これら生産体制の構築に向けた原材料や機器の購入等の支援に併せ、町有林におけるクヌギの継続的な供給に向けた取組に努めることとする。なお、本川地区において、集落活動センター「氷室の里」が原木シイタケの栽培・販売に取り組んでおり、加えて交流イベントの開催や新たな特産品づくり等、積極的に活動を行っている。今後は販路の更なる拡大や地域の活性化の推進が期待されている。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材施設	波川	1,310m ²	△1	波川	16,000m ²	△1	伊野地区
チップ工場	枝川	16,500 m ²	△2	枝川	16,500 m ²	△2	伊野地区

販売施設・ 木炭生産施設	岩村	16,000㎡	△ ₃	岩村	16,000㎡	△ ₃	伊野地区
販売施設	柳瀬本村	887㎡	△ ₄	柳瀬本村	887㎡	△ ₄	伊野地区
山菜加工施設	勝賀瀬	110㎡	△ ₅	勝賀瀬	110㎡	△ ₅	伊野地区
製材施設	大久保	320㎡	△ ₆	大久保	320㎡	△ ₆	吾北地区
木材加工 機械施設	寺野	120㎡	△ ₇	寺野	120㎡	△ ₇	吾北地区
木材加工販売 施設	枝川	887㎡	△ ₈	枝川	887㎡	△ ₈	伊野地区
販売施設	木ノ瀬	112㎡	△ ₉	木ノ瀬	112㎡	△ ₉	吾北地区
ほだ場施設	柳野	1,500㎡	△ ₁₁	柳野	1,500㎡	△ ₁₁	吾北地区
椎茸菌床栽培施設・ほだ場施設	寺野	400㎡	△ ₁₂	寺野	400㎡	△ ₁₂	吾北地区



シイタケ菌床栽培施設



町有林のクヌギ搬出

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣害対策の方法について、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、人工植栽が予定されている森林を中心に次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め

るとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

ア 植栽木の保護措置

防護柵・ネットの設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

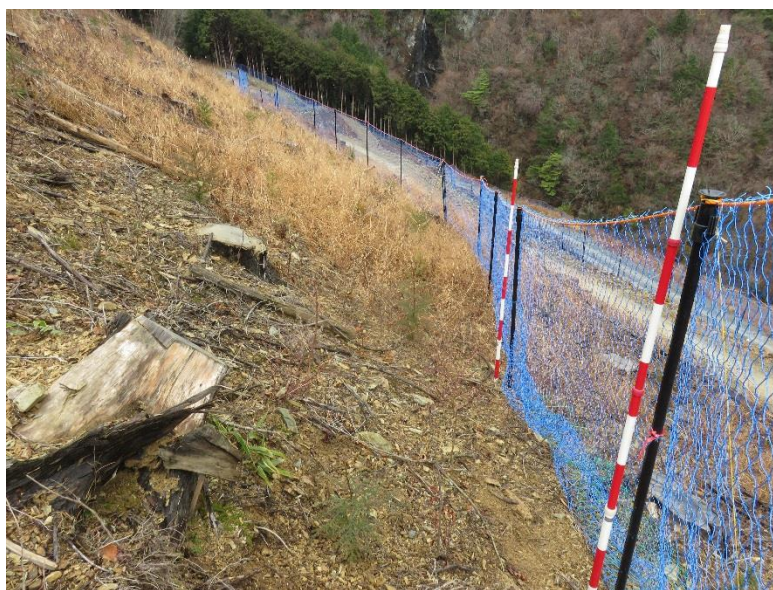
別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	(伊野地区) 001-01～066-04 (吾北地区) 001-01～203-03 (本川地区) 001-01～115-05	27,597.20

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

また、町、県、林業事業体等関係者が連携して鳥獣害の早期の把握に努めるとともに、捕獲推進のための報奨金制度、狩猟免許取得に対する補助制度、町長に指名された町職員が捕獲に従事できる制度を活用し、鳥獣害の防止に向けた取組を推進することとする。



鳥獣害防護ネット

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害の被害対策については、適切な時期での間伐の実施等により、森林病虫害の繁殖を抑制するとともに、日常の管理を通じた森林病虫害による被害の早期発見、被害木の伐倒駆除に努めることとする。

(2) その他

森林病虫害の駆除又は予防に関しては、関係機関と連携した被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、第1の1（2）及び第1の2に準じた鳥獣害対策を推進することとする。なお、これら鳥獣害対策を実施するに当たっては、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備にも留意することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置等に努めるとともに、標識類の設置等による林野火災防止の意識啓発に努めることとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合、火入れ地の面積、形状及び周囲の現況、防火に関する計画等を充分検討し、周囲への延焼を防ぐものとする。

なお、火入れに際しては、森林法第21条及びいの町火入れに関する条例の手続きに従い適切に行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、下表のとおりである。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
該当なし	

(2) その他

1～4のほか、森林所有者等による巡視等、森林の保護を図るための取組を推進することとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立 木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他び施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
該当なし		

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に際しては、次に掲げる事項を適切に計画するものとする。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ II の第 5 の 3 の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
伊野北	(伊野地区) 001～067	4,735.37
伊野南	(伊野地区) 068～110	2,778.95
下八川	(吾北地区) 001～013, 192～203	1,531.15
小川	(吾北地区) 014～075	5,088.30
上八川	(吾北地区) 076～087, 137～191	4,394.25
清水	(吾北地区) 088～096, 112～136	2,530.19
程野・ヲヲモト	(吾北地区) 097～111, (本川地区) 011～013	1,385.64
下本川	(本川地区) 001～010, 068～115	4,209.14
中本川	(本川地区) 014～042, 066～067	1,931.54
上本川	(本川地区) 043～065	1,855.16

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者等の定住促進のため、山村地域における生活環境の整備等に努めることとする。

なお、本町では移住・定住促進に向けた取組として、移住を体感できる「お試し滞在」や空き家バンク制度の導入、住宅改修・耐震改修等の実施をしている。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

高知県産業振興計画及び、いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、重点的施策として位置づけられている原木生産量の増大に向けた取組の結果、近年、本町における民有林の原木生産量は増加傾向にある（平成 23 年 20,326 m³、平成 28 年 47,303 m³）。今後とも林業事業体等への支援、林内路網充実にに向けた取組等を推進することにより、この原木生産量の増加基調と継続他、地域の雇用の確保、ひいては儲かる林業の実現を目指していく。また、近代土佐和紙発祥の地として、原料となるコウゾ等の栽培技術の継承に向けた取組や、木質バイオマスボイラーのさらなる普及に向けた検討も継続的に実施していく。



原木生産現場



木質バイオマスボイラー



コウゾ栽培地

4 森林の総合利用の推進に関する事項

歴史や豊かな自然環境を体感することができる森林総合利用施設については、都市住民と地域の交流の場としての活用も図りつつ、景観に留意する等、周囲の森林と一体となった適切な管理に努めることとする。また、雄大な四国山地を背景とした通年の山岳観光実現に向け、近隣3市町村との連携による「石鎚山系連携事業協議会」において情報収集やイベントを実施している。なお、平成30年11月に設立された、近隣3市町村と民間事業者による「株式会社ソラヤマいしづち」が石鎚山系エリアを中心とした観光事業の成立を目指し事業展開をしている。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
木ノ根 ふれあいの森	戸中	35ha 研修館 コテージ5棟 キャンプサイト	戸中	35ha 研修館 コテージ5棟 キャンプサイト	本川地 1
成山 和紙の里公園	成山	5 ha 遊歩道	成山	5 ha 遊歩道	伊野地区 2
程野 森林公園	清水、 程野	110ha 森林生態学習館 バンガロー10棟 キャンプサイト 等	清水、 程野	110ha 森林生態学習館 バンガロー10棟 キャンプサイト 等	吾北地区 3



一般社団法人日本森林学会認定林業遺産
「いの町の森林軌道跡」を活用したツアーの実施



程野森林公園内でのイベント



石鎚山系連携協議会による
瓶ヶ森フラワーウォッチングツアー

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

日常生活において森林・林業と関わる機会が少なくなっている中で、子ども達等が植林や間伐などの森林づくり活動等を通じて、森林・林業について学習する「森林環境教育」を推進し、森林への関心を高めるため地域の植樹、樹木保全、里山保全等の活動への支援を行い森林を地域全体で支える意識の醸成に努めることとする。なお、平成30年1月には私有林所有者と本町において、当該私有林の一部を森林環境教育に活用する協定を締結したところであり、森林環境教育の充実に向け町有林を含むフィールドの確保に努めているところである。



総合的学習の時間を利用した森林環境教育

(2) 上下流連携による取組に関する事項

仁淀川流域をはじめとする子ども達の森林・林業への関心を高めるため、仁淀川交流会議が行うサマーキャンプや町内外小中学校が本町の町有林を活用した林業体験等、森林環境教育活動への取組に積極的に関与・支援を行うこととする。また、環境先進企業等のCSR活動との連携を深め、今後とも上下流連携による森林づくりの取組の推進に努めることとする。



サマーキャンプでの森林環境教育



環境先進企業による林業体験

(3) その他

森林ボランティア団体が地域と連携して森林づくり活動に取り組むことは、地域の活性化につながるとともに、森林の整備・保全を推進する上で有効であることから、森林ボランティア団体から施業実施協定に向けた協力要請があった場合は、情報提供等によりその取組の支援に努めることとする。

6 経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

森林の経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、必要な区域を選定した上で、その区域内の森林所有者への意向調査の実施結果等を踏まえ経営管理権の設定を行うこととする。

(2) 計画期間内における市町村経営管理事業計画

経営管理権の設定をした区域のうち、自然条件に照らして林業経営に適していない森林や意欲と能力のある経営者に再委託するまでの期間の森林について、適時適切な伐採、造林、保育等の施業に努めることとし、これを計画することとする。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業の方法を実施することとする。また、国土の保全の観点から森林として管理する土地、環境の保全等の観点から保全すべき森林については、それぞれ適切な森林施業を通じた管理に努めることとする。なお、町有林に関しては、適正な境界管理を実施するとともに、計画的な森林整備を進める。



清流「仁淀川」と本町の山並み